

所得に対する租税に関する一重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の説明書

外

務

省

一 概説	一
1 条約の成立経緯	一
2 締結の意義	一
二 条約の主要な内容	一
1 適用対象及び定義に関する規定	一
2 二重課税の回避等のための規定	一
3 二重課税の除去の方式に関する規定	一
4 その他	一
5 議定書	一
三 条約の実施のための国内措置	二

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、サウジアラビア王国政府との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するため、平成二十年（二千八年）十月以来、サウジアラビア王国政府との間で交渉を行つてきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達し、平成二十二年（二千十年）十一月十五日に東京において、日本側前原外務大臣とサウジアラビア王国側アッサーク財務大臣との間でこの条約の署名が行われた。

2 締結の意義

この条約は、O E C D モデル租税条約の内容を基本としつつ、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、国際的二重課税の回避を目的として、サウジアラビア王国との間で課税権を調整するとともに、国際標準に沿つた情報の交換の実施を可能にするものである。この条約の締結により、両国間の人的交流及び経済的交流がより一層促進され、同時に、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することが期待される。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文三十箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「者」、「法人」、「国民」等の用語を定義するとともに、居住者の振り分け及び恒久的施設の範囲について規定している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ他方の締約国にお

いて課税されることと（第七条）、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税されること（第八条）を規定するとともに、配当、債権から生じた所得（利子）及び使用料については、源泉地国での限度税率（第十条から第十二条まで）を規定している。また、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、自由職業その他の独立の性格を有する人的役務について取得する所得については、役務提供地国に固定的施設を有する場合又は一定期間以上役務提供地国に滞在する場合を除き、居住地国においてのみ課税することができる（第十四条）、給与所得については、役務提供地国の滞在期間が百八十三日を超えないこと等の一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税されること（第十五条）、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる（第十六条）を規定とともに、退職年金等及び政府職員の報酬についての課税の原則（第十八条及び第十九条）について規定している。さらに、規定のないその他の所得については、居住地国課税を原則としつつ、源泉地国課税も容認すること（第二十二条）を規定している。

3 二重課税の除去の方式に関する規定

我が国及びサウジアラビア王国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去することを規定している（第二十三条）。

4 その他

両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法及びその場合の課税上の調整方法（第九条）、取引の主たる目的が条約の特典を受けることである場合の条約の特典の制限（第二十四条）、条約の規定に適合しない課税についての申立て及び権限のある当局の間での協議（第二十五条）、両締約国が課する全ての種類の租税に関する情報の交換（第六条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの条約との関係（第二十七条）等について規定しているほか、この条約の効力発生（第二十九条）及び終了（第三十条）について規定している。

5 議定書

「租税」の定義（議定書1）、「者」には締約国及び当該締約国的地方政府又は地方公共団体を含むこと（議定書2）、「一方の締約国の居住者」には公の目的のために法令に基づき組織され、租税を免除されている者を含むこと（議定書3）、個人以外の双方

居住者が、一方の締約国内に本店又は主たる事務所の所在地を有し、かつ、他方の締約国内に事業の実質的な管理の場所を有する場合、条約上の居住地国について、権限のある当局の間の合意によつて決定すること（議定書4）、事業利得には自由職業その他の独立の性格を有する人的役務について取得する所得及び給与所得を含まないこと（議定書5）、役務の提供から得られる利得について、恒久的施設に帰属する利得の範囲（議定書6）、企業の恒久的施設から当該企業の本店等に対する支払のうち、損金に算入することが認められない範囲（議定書7）、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得の範囲（議定書8）及び当該利得について事業税が免除されること（議定書9）、移転価格課税による更正の期間制限（議定書10）、我が国の法人がサウジアラビア王国の法人に対して支払う親子会社間配当について軽減税率が適用されるための条件（議定書11）、債権から生じた所得（利子）の受益者が我が国の法令に基づいて設立された年金基金である場合には我が国にのみ課税権があること（議定書12）、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する機関」の範囲（議定書13）、事業修習者及び研究員に与えられる免税の期間制限（議定書14）、条約上の規定に基づき受け取る情報は条約の規定の実施又は租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行のためにのみ使用されること（議定書15）、弁護士等がその職務上依頼者との間で行う通信につき、情報の提供を拒否することができる場合（議定書16）、匿名組合契約に基づく所得及び収益について源泉地国の国内法令による課税を妨げないこと（議定書17）、サウジアラビア王国が湾岸協力理事会及びアラブ連盟の構成国を除く第三国の居住者に対して租税に関する内国民待遇を与える場合、その待遇が我が国の居住者に対しても自動的に与えられること（議定書18）並びにサウジアラビア王国において我が国の国民又は居住者に対して第三国（湾岸協力理事会及びアラブ連盟の構成国を除く。）の国民又は居住者よりも租税上不利な取扱いをしてはならないこと（議定書19）について規定している。

三

条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

